

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 6年度石狩署【千歳地区】保全整備造林第2号
- 2 事業場所 石狩森林管理署 5210林班と小班外
- 3 事業量 植付 4.97ha
下刈 34.12ha
根踏 17.14ha 外
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和6年11月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
	中間前金払		第35条第3項
○×	部分払	3回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定年月日

8 特約事項

別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月 日

発注者 住所 札幌市中央区宮の森3条7丁目70
分任支出負担行為担当官
石狩森林管理署長 佐藤 肇 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

特約事項

- ① 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」又は「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ② 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ③ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ④ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。
- ⑤ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

コンテナ苗植付

事業内記書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
千歳	5210 と	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	2.30	0.34	350	1	8.0	1.3	1	契約締結日の翌日	R6.6.14	
千歳	5210 ち	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	2.38	1.52	1,540	1	8.0	1.3	1	契約締結日の翌日	R6.6.14	
千歳	5210 り	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	2.77	1.88	1,910	1	8.0	1.3	1	契約締結日の翌日	R6.6.14	
千歳	5351 ろ	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	38.21	1.23	1,300	1	8.0	1.3	1	契約締結日の翌日	R6.6.14	
		改植 コンテナ苗植付 計		45.66	4.97	5,100							
		千歳 計		45.66	4.97	5,100							
合計				45.66	4.97	5,100							

つる切

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行	区分	除伐 ha本数	つる切 ha本数	立木伐倒 ha本数	から	まで	
恵庭	5030 と	人工林 つる切	アカエゾマツ	7.50	4.59	併行	600	500	400	契約締結日の翌日	R6.11.30	
恵庭	5030 と	人工林 つる切	ヤチダモ	1.04	1.04	単独		500		契約締結日の翌日	R6.11.30	
恵庭	5030 へ2	人工林 つる切	アカエゾマツ	6.49	1.23	併行	400	500	300	契約締結日の翌日	R6.11.30	
		人工林 つる切 計		15.03	6.86							
		恵庭 計		15.03	6.86							
合計				15.03	6.86							

除伐

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		作業仕様			作業期間年月日		備考	
				区域	実行	区分	除伐 ha本数	つる切 ha本数	立木伐倒 ha本数	から		まで
支笏	6001 に	人工林 除伐	トドマツ	2.75	2.75	併行	800	300	300	契約締結日の翌日	R6.11.30	
		人工林 除伐計		2.75	2.75							
支笏	6002 ち	天然林 除伐	トドマツ	1.03	1.03	併行	800	300	300	契約締結日の翌日	R6.11.30	
		天然林 除伐計		1.03	1.03							
		支笏計		3.78	3.78							
合計				3.78	3.78							

作業道刈払

事業内記書

担当区	作業道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
恵庭	分線3号	作業道修理刈払	3,000	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
恵庭	茂一安1号線	作業道修理刈払	8,809	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
恵庭	茂一安分線連絡線	作業道修理刈払	1,836	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
恵庭	裏御料線	作業道修理刈払	1,500	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
		恵庭 計	15,145							
千歳	三吾迂回道線	作業道修理刈払	1,470	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
千歳	千歳分岐3号線	作業道修理刈払	3,060	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
千歳	鳥柵支線14号	作業道修理刈払	980	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
千歳	道沿分線	作業道修理刈払	640	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
千歳	道々沿線1号線	作業道修理刈払	1,890	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
千歳	道々沿線3号線	作業道修理刈払	1,910	3.0m				契約締結日の翌日	R6.8.30	
		千歳 計	9,950							
合計			25,095							

特記仕様書

1. 5065 ㄱ、5071 は 1、5210 とちり、5351 ろ林小班の下刈については、次のとおりとする。

(1) 使用する機械等について

- ① 株式会社アクティオから遠隔操縦型草刈機「RJ703 神刈」をレンタルし、施工すること。
- ② 運搬費（往復）及び機械のレンタル料金は、請負者の負担とする。
- ③ 機械のレンタル期間は、31 日間（7 月 1 日から 7 月 31 日受け渡し含む）とする。
- ④ 調整等については契約後、株式会社アクティオと打ち合わせするものとする。
- ⑤ 納入場所・引取場所は上記林小班とする。

(2) 実行にあたっての留意事項

- ① 刈払いが必要な幅にもかかわらず、何らかの理由により刈払いできない箇所がある場合は、人力機械で刈払うこと。
- ② 現地での具体的な作業方法等については、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。
- ③ 現地検討会及び功程調査（時間計測、聞き取り調査及びビデオ撮影等）の対応が生じる場合は協力すること。
- ④ 請負者の過失により機械の破損等が生じた場合は、請負者の責任において修理すること。請負者の責任によらない場合や発注者の指示に起因する修理や部品交換等により支払いが発生した場合は、発注者と請負者とが協議して決めること。
- ⑤ 請負者が下刈用の機械を保有し、自社の所有機械を用いて事業実行を希望する場合は、事前に申し出ること。

2. コンテナ苗木について

植付作業で使用する一部コンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」を締結していることから、協定苗木を使用することとする。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社谷口精光園 北斗市本町 2 丁目 2 番 3 号 TEL : 0138-77-8101	トドマツ	1 号 (300 cc)	5,100 本

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。